



理事長)が主導して開発された「低たんぱく機能性玄米」で、原料米として有機玄米を使用、乳酸菌を使用した特殊な方法でコメのたんぱく値を通常のコメに比べ10分の1に引き下げ、簡単に食べられるようにパックご飯化した商品で、たんぱく値の摂取に制限がある腎臓病患者でも食べられるという画期的な商品。

ただし、ここで問題になるのが「価格」である。原料に有機米を使用するということもあって、一般的なパックご飯に比べかなりの高値になるものとみられる。

腎臓病患者向けの特種な商品としてはやむを得ないが、そうではなく一般の消費者にも手軽に美味しい玄米を食べてもらえるようにするには、競合する商品に比べあまりにも高値では手に取ってもらえない。

数年前に首都圏のコメ卸がシリアル食品に着目して、朝食向けに玄米を使用したライスグラノーラを開発・商品化した。この商品はニッポンアワードの受賞作品になるなど高い評価を得ていたのだが、現在は作られていない。

シリアル商品として先行する大手食品メーカーの商品に対抗する

までにはならなかったのが撤退した最大の理由だが、もう一つの理由は原料米を安く手当てできなかつたことにもある。

### 米粉用米と加工用米の差 用途限定米穀制度の障害

ライスグラノーラを商品化するに当たり、このコメ卸は原料コストを抑えるために最も安く手に入る原料米として「米粉用米」を認定してもらえよう要請していたがこれは認められなかった。

米粉用米は、制度的には主食用米からの転作物扱いになっており、国からの助成額は飼料用米と同じである。飼料用米は直接支払いが10a当たり標準単収で8万円。標準単収を上回る収量を上げると1kg当たり167円加算され、最大10万5000円が支給される。

話を単純化すると10aで10俵穫れたとすると1俵1万円程度の助成金を得られる。主食用米が1万円を割り込むような相場になっていいる現在、飼料用米を1俵600円で販売しても助成金が1俵1万円支給されるので主食用米を作るより生産者の手取りが良くなる。農水省が昨年暮れに自民党に配

布した資料の中に「令和4年度における支援単価と所得のイメージ」と題して主食用米と飼料用米の10a当たりの所得が示されている。それによると、主食用米が11万2000円であるのに対して、多収の飼料用米は14万1000円にもなっており、多収の飼料用米を作った方が約3万円も所得が多い。

飼料用米も米粉用米も助成単価は同じなのだから米粉用米の生産が増えてもよさそうなのだが、実際にはそうはなっていない。

飼料用米と米粉用米は決定的な違いがある。それは、飼料用米は文字通り家畜のエサになり、需要量は格段に大きい。米粉用米は小麦の代替品が基本で、何に使うのかは農水省の認定を受けなくてはならない。パンや麺の代替なら認められるが、そのハードルはかなり高い。

これはある意味当然で小麦粉は長い粉食文化の蓄積があり、それで培ってきた加工技術や商品化がコメで簡単にはできない。農水省の認定要領の中にはもう一つ「加工用米用途に該当しないもの」という項目があり、ライスグラノーラが米粉用途に認定されなかったのもこのことに抵触した。

しかし、これほどまでにコメの需要が落ち込んでいのにこうした認定要領を設けて、需要を制限していること自体が政策として矛盾している。

農水省はことあるごとにコメの需要拡大を叫んでいるが、「用途限定米穀」という法律まで作って縛りをかけていること自体が間違っている。こうした規制があることでコメの需要拡大が進まないのがある。需要拡大のためにはこうした規制を撤廃して、かつ用途に見合った価格で取引される「市場」が必要なのである。

それぞれのコメの品位に応じて価格形成が図れる自由で公平でオープンな市場は産業インフラとして欠くことができないの言うまでもない。

農水省は自民党の要請を受けて「現物市場」を検討しはじめたが、かつてあった価格形成センターのような市場では産業インフラとしては機能しない。

本来の市場とは主食用米、加工原料用米といった制度の括りはなくして全てのコメが自由に取引され、その価格に見合った用途に流通できるようにしなければ文字通り市場は拡大しない。